

第22期
第26回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和4年7月25日(月) 午後15時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(10名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 欠 席 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3 報告第 40号	非農地証明について
日程第4 議案第118号	農地法第3条の規定による許可について
日程第5 議案第119号	農地法第5条の規定による許可について
日程第6 議案第120号	農用地利用集積計画の決定について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第26回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は10名であります。齋藤委員より、欠席の通告があります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、
3番 伊勢亀崇男委員 5番 鈴木政司委員の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第40号「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第40号「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号 1

申請人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
登記名義人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

土地の表示

所在地 大字〇〇〇〇〇〇〇
地番 〇〇〇〇番地〇
地目 畑
地積 93 m²

現況地目 宅地

非農地となった時期・事由 居宅敷地の隣接地である申請地に農作業場が必要になり、平成2年に建物を建築して利用し現在に至る。

調査年月日 令和4.7.15

専決年月日 令和4.7.19

報告は、以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ここで、現地調査委員より「状況報告」をお願いいたします。農地副部長 4番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 はい、議長。

議 長 はい、児玉委員。

児玉匡樹委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

7月15日、わたくしと、齋藤 農地部会長、地元委員の村上委員、事務局の川部補佐と現地調査を行いました。

申請地には、農作業場が建築されており、農地として復元することが困難な状態でありました。

今後も農地としての活用はできず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 議案第118号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第118号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲 受 人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
譲 渡 人 白鷹町大字〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地
地 目 畑
地 積 2, 146㎡ 他2筆
経 営 面 積 27, 546㎡
契約の種類等 贈与による所有権の移転
他3件
説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。

1番案件及び2番案件について4番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 はい、議長。

議 長 はい、児玉委員。

児玉匡樹委員 1番案件及び2番案件について、譲受人が同一人であるため、2案件合わせて調査のご報告をいたします。

7月14日、わたくしと、小林 周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台、畔塗機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、夫とのことです。

技術は本人が10年、夫が40年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。今後取得する農地を耕作します。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は28,070㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長 ご苦勞様でした。つづいて3番案件について、7番 中川要一委員よりお願いします。

中川要一委員 はい、議長。

議 長 はい、中川委員。

中川要一委員 3番案件について調査のご報告をいたします。

7月12日、わたくしと、小林 周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、草刈機1台、車輛1台、トラクター1台を所有しています。労働力の確保状況につきましては、本人、夫とのことです。

技術は本人35年、夫40年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は10,814㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長 ご苦勞様でした。4番案件について事務局よりお願いします。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 4番案件について、調査委員に代わり、調査のご報告をいたします。

7月14日、齋藤永治郎 委員と、紺野 正光 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、管理機2台、草刈機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は本人27年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は4,299㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から4番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から4番案件について許可することに決しました。

日程第5 議案第119号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第119号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号 1

申請人 譲受人 長井市〇〇〇〇〇〇番地〇
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地〇
地 目 畑
地 積 4 5 2 m²
契約の種類等 贈与による所有権の移転
転用目的 一般住宅
他 1 件
説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1 番案件について、4 番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 はい、議長。

議 長 はい、児玉委員。

児玉匡樹委員 1 番案件について調査のご報告をいたします。

7月16日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン事前審査結果報告書で確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等について、農振法における農用地からの除外手続きを進めています。併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長 ご苦勞様でした。引き続き 2 番案件について、農地副部会長 4 番 児玉匡樹委員よりお願いします。

児玉匡樹委員 はい、議長。

議 長 はい、児玉委員。

児玉匡樹委員 2 番案件について、調査委員に代わり、調査のご報告をいたします。

7月20日、齋藤永治郎 委員と、小関清喜 農地利用最適化推進委員とで現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、融資証明書、用地費補償費個人別調書で確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等について、農振法における農用地からの除外手続きを進めています。併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1 番案件及び 2 番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって 1 番案件及び 2 番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決定しました。

日程第 6 議案第 120 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第120号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和4年度第3回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和4年7月26日。

【所有権移転】

番号1

譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇 〇〇

土地の表示

所在地 大字〇〇〇〇〇〇〇〇
地番 〇〇〇〇番地〇
地目 畑
地積 2, 573㎡ 他1筆
契約の種類等 売買による所有権の移転
土地の引き渡時期 令和4. 7. 27
対価(10aあたり) 総額〇〇〇〇〇〇円

【新規】

番号2

譲受人 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所在地 大字〇〇〇〇〇〇〇
地番 〇〇〇〇番地〇
地目 畑
地積 1, 188㎡ 他20筆
契約の種類等 使用貸借権の設定(10年)
賃借期間 令和4. 7. 26~令和14. 11. 30
土地の引き渡時期 令和4. 7. 26

【新規 転貸】

番号 3

譲受人 白鷹町大字○○○○○○番地 ○○ ○○
譲渡人 ○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○
○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○
地 番 ○○○○番地○
地 目 畑
地 積 1, 188㎡ 他20筆
契約の種類等 使用貸借権の設定(10年)
賃借期間 令和4. 7. 26～令和14. 11. 30
土地の引き渡時期 令和4. 7. 26
説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが
ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から3番案件について、
計画のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、第3回白鷹町農用地利用集積計画を決定い
たしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって、第26回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様
でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第26回白鷹町農業委員会
総会の議事録に署名いたします。

令和4年7月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____